

第46号議案

中間市政治倫理条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市政治倫理条例の一部を改正する条例

中間市政治倫理条例（平成7年中間市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長等」の次に「及び議員」を加え、「市長に」を「市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に」に改め、同条第2項中「市長等」の次に「及び議員」を加え、「市長に」を「市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 議長は、前2項の規定により提出された議員に係る資産等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

第6条中「市長等」の次に「及び議員」を加え、「市長に」を「市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る所得等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

第7条中「市長等」の次に「及び議員」を加え、「市長に」を「市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る関連会社等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「第168条第7項」を「第180条の5第6項」に、「辞退するように努め」を「辞退し」に改め、同条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

中間市政政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資産等報告書の作成)</p> <p>第5条 市長等及び議員は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、<u>市長等</u>にあつては市長に、<u>議員</u>にあつては<u>議長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 市長等及び議員は、前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、毎年その翌年の5月1日から同月31日までの間に作成し、<u>市長等</u>にあつては市長に、<u>議員</u>にあつては<u>議長</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>3 議長は、前2項の規定により提出された議員に係る資産等報告書の写しを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(所得等報告書の作成)</p> <p>第6条 市長等及び議員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、<u>市長等</u>にあつては市長に、<u>議員</u>にあつては<u>議長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(資産等報告書の作成)</p> <p>第5条 市長等は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 市長等は、前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、毎年その翌年の5月1日から同月31日までの間に作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(所得等報告書の作成)</p> <p>第6条 市長等は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、5月1日から同月31日までの間に作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p>

(1)・(2) (略)

2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る所得等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

(関連会社等報告書の作成)

第7条 市長等及び議員は、毎年、5月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月31日までの間に作成し、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により提出された議員に係る関連会社等報告書の写しを市長に送付しなければならない。

(1)・(2) (略)

(関連会社等報告書の作成)

第7条 市長等は、毎年、5月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月31日までの間に作成し、市長に提出しなければならない。

(必要な報告書の提出)

第14条 審査会は、前条の規定による審査をする場合において、市長等（市長を除く。）及び議員についての事案の解明のため必要があるときは、第5条から第7条までに規定する報告書のうち、審査会において必要と認める内容の報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出された報告書は、提出を受けた日から5年間保存するものとする。

(市長等又は議員の協力義務)

第14条 (略)

(虚偽報告等の公表)

第15条 (略)

(贈収賄罪の第一審有罪判決宣告後における説明会)

第16条 (略)

2～4 (略)

(贈収賄罪確定後の措置)

第17条 (略)

2 (略)

(市工事等の契約に対する遵守事項)

第18条 市長等及び議員の配偶者及び1親等の親族は、法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないように市が行う請負契

(市長等又は議員の協力義務)

第15条 (略)

(虚偽報告等の公表)

第16条 (略)

(贈収賄罪の第一審有罪判決宣告後における説明会)

第17条 (略)

2～4 (略)

(贈収賄罪確定後の措置)

第18条 (略)

2 (略)

(市工事等の契約に対する遵守事項)

第19条 市長等及び議員の配偶者及び1親等の親族は、法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第168条第7項の規定の趣旨を尊重し、市民に対し疑惑の念を生じさせないように市が行う請負契約及

約及び委託契約を辞退しなければならない。

2 (略)

(委任)

第19条 (略)

び委託契約を辞退するように努めなければならない。

2 (略)

(委任)

第20条 (略)